

空知教育センター組合長の権限に属する事務の一部を副組合長に委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第153条第1項の規定に基づき、組合長の権限に属する事務の一部を副組合長に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

(副組合長に委任する事務)

第2条 組合長は、民法（明治29年法律第89号）第108条の規定による双方代理の禁止規定に抵触する契約行為に関する事務を副組合長に委任する。

(副組合長の代理)

第3条 副組合長に事故があるとき又は副組合長が欠けた場合においては、前条の規定中「副組合長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(空知教育センター組合公印規則の一部改正)

2 空知教育センター組合公印規則（昭和56年規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

空知教育センター組合長之印	〃	〃 18×18	1	〃	契約書、一般公文書、辞令書、賞状類等
---------------	---	------------	---	---	--------------------

」

を

「

空知教育センター組合長之印	〃	〃 18×18	1	〃	契約書、公文書、辞令書等
空知教育センター組合副組合長之印	〃	〃 18×18	1	〃	副組合長名を用いる公文書

」

に改める。